

石巻地域公共交通運賃協議会条例

(附則第2項関係) 石巻市地域公共交通活性化協議会条例の一部改正(案)

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条の規定により、地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通計画(以下「総合交通計画」という。)の策定及び進行管理に関する事項を協議するとともに、<u>道路運送法(昭和26年法律第13号)</u>の規定により、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、石巻市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>会長が協議会に諮って</u>定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条の規定により、地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通計画(以下「総合交通計画」という。)の策定及び進行管理に関する事項を協議するとともに、<u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2</u>の規定により、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、石巻市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、<u>運賃、料金等</u>に関する事項</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長が別に</u>定める。</p>

(附則第3項関係) 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改 正	現 行						
<p>別表(第2条—第4条、第6条関係)</p> <p>非常勤の特別職の報酬及び費用弁償額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">職</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">報酬額</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">費用弁</td> </tr> </table>	職	報酬額	費用弁	<p>別表(第2条—第4条、第6条関係)</p> <p>非常勤の特別職の報酬及び費用弁償額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">職</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">報酬額</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">費用弁</td> </tr> </table>	職	報酬額	費用弁
職	報酬額	費用弁					
職	報酬額	費用弁					

		償額			償額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
石巻市PFI 等審査委員会 委員	(略)	(略)	石巻市PFI 等審査委員会 委員	(略)	(略)
石巻市地域公 共交通運賃協 議会委員	勤務1日につ き 9,50 0円	同			